

市民協働条例調査特別委員会

(平成26年11月20日)

○ 小林博次委員長

定刻になりましたので、ただいまから委員会を始めさせていただきます。

お手元に資料①から⑤まで配付してございますので、ご確認をいただきたいと思えます。

それでは、順番に説明させていただきますが、まず、資料①はこの前の続きで市民の意見募集に対する回答、これの修正案でございます。余り丁寧に回答すると意味が変わってしまうという感じのものもございましたから、そういう点を踏まえて検討させていただきましたので、事務局から解説を朗読させます。

○ 岡田議会事務局主幹

済みません、座って失礼します。

資料①の意見募集に対する回答の修正案についてご説明をさせていただきます。

前回の委員会でご指摘をいただいた回答案について正副委員長で協議を行い、修正を行いたい箇所がございますので、そちらの説明をさせていただきます。なお、削除する箇所については取り消し線を、追加した箇所については下線を引かせていただきまして、修正した意見と回答枠の全体には薄く色をつけて明示をさせていただきました。

それでは、順に説明をさせていただきます。

まず、資料①の3ページの9番をごらんください。

こちら、左側の意見の下から2行目、上記の内容を踏まえ、特に第9条に関しましてNPOを切り離して考えない限り非常に問題のある条例案と考えます。このような意見に対して、前回の委員会委員より、回答が不足しているのではないかとのご指摘をいただきましたので、第9条の市の施策をより丁寧にご理解いただく回答として右側の回答案の下線部、「また、第9条の市の施策に関しては、」以下を追加させていただく案をご提示させていただきました。

次に、資料①の4ページの11、12、13番をごらんください。

これら左側の意見に対して、本条例の必要性、趣旨並びに財政的支援についてより丁寧にご理解いただく回答として、回答部の上から下線部、「地方自治の本旨に基づく」以下を追加させていただく案をご提示させていただきました。

次に、5ページの17番をごらんください。

こちら、意見の1行目の中ごろに、「市議会が仕事をしていないということを認めたのか？」とのご意見に対して、前回の委員会で委員より、反論をすべきではないかのご指摘をいただきましたが、パブリックコメントの回答としては原案のとおり、第6条の市議会の役割についての解説をしたほうがより適当ではないかと考え、原案のまま変更なしとさせていただきます。

続きまして、6ページの24、25番をごらんください。

特に、25番の左側の意見の最後の行、「特に市民等への啓発、認知度をたかめる具体的な対策が必要であろう。」というご意見に対して、前回の委員会で委員より、回答が不足しているのではないかとのご指摘をいただきましたので、回答案の下線部、「さらに、第16条第2項において、市は市民協働促進計画の内容やその進捗状況などを市民等に広く公表することを規定しています。」と、第16条第2項の内容を追加させていただき、より丁寧に回答をさせていただく案をご提示させていただきました。

次に、7ページの27、28、29番をごらんください。

これらの意見に対して、本条例の必要性、趣旨をより丁寧にご理解いただく回答として、回答案の下線部、「本条例の趣旨は、」以下を追加させていただく案をご提示させていただきました。

続きまして、8ページの30、31番をごらんください。

特に、31番のご意見に対する回答として、前回の委員会で委員より、計画と委員会との関係、委員会の役割をはっきりさせたほうがよいのではないかとのご指摘をいただきましたので、回答案の下線部、「なお、第12条第2項にもあるように、委員会は、市民協働促進計画の進捗状況を検証します。」という1文を追加させていただきました。

次に、9ページの38番をごらんください。

前回の委員会で委員より、届出をすれば、財政的支援が行われるわけではなく、財政的支援とは別の制度であることをはっきりさせたほうがよいのではないかとのご指摘をいただきましたので、回答案の下線部の一番下、「市の財政的支援とは別の制度としています。」という1文を追加させていただく案をご提示させていただきました。

次に、10ページの42、43、44、45番をごらんください。

これらの反対、賛成といったご意見に対して、前回の委員会で委員より、回答が不足しているのではないかとのご指摘をいただきましたので、本条例の必要性、趣旨をより丁寧にご理解いただく回答として、一番上、回答案の下線部、「本条例の趣旨は、」以下を追加

させていただき、2段落目、「また、」以下でより丁寧に回答をさせていただく案をご提示  
させていただきました。

次に、同じ10ページの一番下、47番をごらんください。

第16条第1項において、市民協働に関する各種の情報について、広報やホームページな  
どで情報提供を行う規定となっていることをご理解いただく回答として、下線部の案をご  
提示させていただきました。

最後になりますが、19ページの99番をごらんください。

こちらのご意見の回答については、前回の委員会後に広報広聴委員会が開かれまして回  
答案のとおりに決定いたしましたので、このような案をご提示させていただきました。

説明は以上です。

#### ○ 小林博次委員長

意見募集に対する回答の修正案について、今、説明をさせていただきましたが、何かご  
意見があれば出してください。

#### ○ 豊田政典委員

まだ全部読み切れていませんが、気がついたところ、9ページ、38番を直してもらいま  
したが、届出制度の話ですけど、僕が言ったのはこういうことじゃなくて、この意見の人  
は、恐らく届出したところに全てお金が行くと考えているんじゃないかと思ったので、そ  
うじゃなくて、お金を出す場合はまた審査しますよということを書くべきじゃないかとい  
うことを言った、多分そうじゃないかなと思うんですよ。届出とお金を出すのは別で、お  
金を出す場合にはまた審査がありますよと書いてほしいなと思います。

#### ○ 小林博次委員長

こういう意見に対して何か意見があれば出してください。

(発言する者あり)

#### ○ 小林博次委員長

修正せなあかん。

○ 笹岡秀太郎委員

今、豊田委員の言われるように、ただ届出をすれば全てがオーケーよという誤解を受けかねないように整理をすべきだと私も思います。

○ 小林博次委員長

それはどうでしょうかね。少し書き足しますか。その辺だけ、注意書き。そうやな、注意書き程度やね。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

こういう場合はどうなんや。米印かなんか入れるんか、注意書き。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

それじゃ、お任せいただきます。

大体、回答としてはこの程度になるかと思うんですけども、ご了承いただけますか。豊田委員の意見については注釈をつけると、そんな取り扱いにさせていただきます。よろしいですか。

○ 川村高司委員

考え方というか、私だけ特異な考え方に立っているのかもわかりませんが、NPOというものに対する財政的支援をいろいろ懸念されている意見がある中で、具体的に言えば先ほどの3ページの9番であるとか10ページの42番であるとか、そういうNPOに対しての財政出動、10ページの42番の、自治会というのも広義な意味ではNPOであるので、それを全て否定するものではないけれども、よく言われている住み分けているNPO活動に対しての財政的支援はおかしいじゃないかということに対して明確な回答は余り見当たらないですわね。質問に対する答えとしては1対1対応にはなっていない。

だから、そのNPOという存在を、自治会というのにはそこに住んでいるということがメンバーシップになっている団体であって、通常、世間で言っているNPO、そこに住んでいる方のNPOもありますけれども、それ以外のNPOもいろいろある中で、そういったところにまで財政的支援をする必要はないのではないかという意見がいろいろ散見されて、それに対して明確に答えているという回答はちょっと見当たらなかったもので、その答え方に対して価値観が違うので、多分、そこは表記の仕方が難しいのかなと個人的には思うんですけど。

#### ○ 小林博次委員長

これ、回答を検討したときに、できるだけさまざまなボランティア活動を引き出して、地域社会がより助け合いの中で豊かに送れるような、そんなことが主眼になっているので、だから、NPOというかボランティア活動を支えていくためにこういう条例をつくと、こういうことですから、そうと違う解説をすることはそこからはみ出してしまうので、ちょっと回答しにくかったと思っている、そういうことです。

疑念になっている、例えば、NPOでどうもまずいのはありませんかという、そういうあたりについては、以降、お金を出したり、それから、さまざまな活動支援をする、それを審査する場所でチェックができるのではないのかなと、こんな感じで受けとめていますということで、ご了承いただいております。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

念のためにちょっと、そのチェックが本当に可能かどうかというのを、理事者のほうに確認させてもらって。

#### ○ 小林博次委員長

理事者のほうから、今の質問に対して答えられますか。

#### ○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

次長の山下でございます。

今でもそうですが、補助金を支出する際には、その団体さんの活動状況を、例えば決算や予算とか、どういった活動をしているかということを書類として出していただいて、そ

れで審査をしておりますので、基本的にはその団体が何をしているかということは審査できると思いますし、最近はある意味、ホームページでも変な団体であればそれはもう公表されたりとかしていますので、そういったことも含めて審査は可能というふうに考えております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 川村高司委員

行政サイドとしてはそういうような回答しかできない、逆に言うといけないと思うんですけども、実際、国の補助金で、東北であった結構大きいNPOさんの不始末であるとか、そういうのは実際に存在してしまっている、じゃ、それはチェック機能が四日市市役所だけ担保できるかという非常に難しいのが現実であって、その辺はもうちょっと慎重に、その制度設計にしても、これ、後から資料があるんですかね、その制度設計の。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 川村高司委員

その詳細に関しても、本当にそれで一滴の水も漏らさぬような監査というかお金の流れのチェックができるかという、疑問点は残るとというのが現状ではないかと思うんですけど、それを答えろとは言いませんけど。

○ 小林博次委員長

そこのところ、きちっとチェックしなさいよと。

○ 豊田政典委員

今の意見はごもつともだと思うんですよ。僕は届出の話とも少し関係すると思うんですけど、届出したら全ての団体にお金が行くわけじゃなくて、今、言われたように、一定の

審査を経た後に通った団体の活動に対してお金が出るという話ですよね。そのことを、お金は必要ないという意見の人には書いたらどうか。まずは、市民活動をするには資金面という課題が一つ大きくあると。ついては、厳正な審査を行った後にクリアした団体、事業については補助金を出させてもらおうとか、そういう条例なんだと書かないと、ちょっとこれはやっぱり不親切かなという気がしますね、今は。

#### ○ 小林博次委員長

どうしますかね。これも注釈をまた加えますかね。

関連ですか。

#### ○ 森 智広委員

私の考え方なんですけど、これ、財政的支援ということをやっているわけなんですけど、昨日の予算委員会的时候にも補助金の要綱の整理をされたと思うんですよ。基本的に思いとか、基本的な考え方は財政的支援というのをやっていますけど、最後の出口は、補助金の交付要綱できっちりカバーできることになっていくと思うんですね。不要な運営費補助なんてないと思うし、目的、要は計画に沿っているかどうかという判断基準とかもいろいろ言われていたと思うんですけど、あれがストッパーになるかなとは思いますが、だから、考え方と実施する実務的なところの補助金要綱をしっかり確立して運用していくというところで、一定の秩序は守られる気はするんですね。それは私の思いだけかもわからないですけど。

#### ○ 早川新平委員

今さっき豊田さんがおっしゃったように、補助金をどうするかというのはこれは一番のネックになると思う。これだけの批判的な意見がずっと出てきた中で、先ほど山下次長がいいところとか悪いところというのは、抽象的な言葉で、チェック機構をきっちりせんといかんし、それと、出納のほうできっちりできているから、じゃ、それはいいところだよということも必ずしもそうではない、その活動自体をやっぱり見ていかなあかんというのは、僕は一番ここが重要やと思うんです。

NPOは何でもだめなんや、何でもいいんやというところの、一つにひっくるめるところが問題であって、ここのあり方、やっぱりNPOというのは必要なところは僕は必要や



と思っています。例えば、自治会とよく対比をされますけれども、自治会でできない活動を有志であるNPOが地域のことにに関して貢献していただいているところ、特に下野なんかはいい状況やと私は思っているんですが、そのチェック機構というのをきちっと書類が出てきたからここはしっかりしているんだということではなしに、チェックできるのかなと、それと、これだけのきつい意見が出てきたということはこれは重く受けとめなきゃいかんと私は思っているし、今、そういう段階ではないと、委員長の説明があれば皆さんにわかってもらえるんやろうけど、この書面だけやとその何たるかということをして全然発表できないので、そうすると行政のほうが、要は執行するほうがきちっとできるんかと。そのチェック機構を厳密にやらんと非常に難しいのかなと、全てNPOがだめだということになると、一生懸命やっつけて良心的なNPOさんもあれば、一方ではお金だけとっていくようにとられがちなNPOさんもあるので、僕はきちんと区別をしていかないかんというのを一つ思います。

それと、やはりこれだけの重い意見があるので、きちっと慎重にやってもらわないかんという思いはあります。

最後に、国籍条項というのはやっぱり僕は一つ必要じゃないのかなという気は強く思っているんですけど、これは意見なんですけれども。

以上です。

#### ○ 小林博次委員長

じゃ、ここの取り扱いについては、後ほど資料⑤の規則のところでは触れる予定ですが、とりあえず注釈として少しつけ加えておくということによろしいか。

(異議なし)

#### ○ 小林博次委員長

じゃ、そのように扱わせていただきます。

大体意見としてはそんなところではないかと、こんなふうに思いますので、今の意見を踏まえて市民の皆さんに回答をさせていただきます。

それでは、資料①、②、③、これは委員会案としてこれで確定させていただいてよろしいですね。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。それでは、2番目の……。

○ 川村高司委員

済みません。一応、意思表示だけというか、これでいいですかと言われると、私の場合はちょっと考え方が違うというのは随時、その都度、発言はさせていただいているんですけども、その趣旨だけは、私だけはちょっと案が違うというようなことで、あえて、くどいようで恐縮なんですけど、意思表示だけは。

○ 小林博次委員長

ただ、きょうのところは……。

○ 川村高司委員

進まなくなるので。

○ 小林博次委員長

今までまとめた案を市民の皆さんに提示して、その提示した原案に寄せられた意見に対する回答としてという扱いですから、方向が違うやつは割愛させていただきたいと、気持ちにはわかりました。

それでは、その次に委員長報告案に移らせていただきたいと思います。

資料④をごらんください。

資料④の委員会報告書について案を作成いたしましたので、ごらんください。報告書は5部構成になっています。

まず、1ページをごらんください。

1は、はじめにということで、本市のこれまでの市民活動、市民協働の背景と本条例の制定に向けた経緯について書いてございます。

次に、1ページの中ごろをごらんください。

当委員会設置に至る経緯ということで、平成21年6月に議員政策研究会市民協働促進条例分科会が設置され、平成23年6月に当委員会が設置されるまでの経緯について書いてあります。

続いて、2ページをごらんください。

3として、委員会の開催経過ということで、当委員会は平成23年6月30日の初回を含め、37回の会議を持ちました。これまでの当委員会の経過及び会議の概要について書いてあります。

続いて、7ページをごらんください。

4ですが、分科会原案の修正ということで、当委員会では議員政策研究会において示された分科会原案をたたき台に議論を行い、委員会としての案を策定してきました。ここでは委員会案の策定における分科会案の主な修正点について書いてあります。

最後に、8ページをごらんください。

5、まとめとして、当委員会の調査報告をまとめましたので、ご一読ください。

委員会報告書の案については以上のとおりです。特にご意見があればお伺いいたします。また、加筆、修正については、できれば正副委員長に一任させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

これで特に意見はないと思うんですが、議長へこのまとめを報告させていただきたいと思います。あとは議長サイドで裁量するんやね。

#### ○ 樋口博己委員

ちょっとわからないので教えてほしいという角度なんですけど、この委員会の構成で杉浦委員が亡くなってみえるので、現職じゃないのであれなんですけれども、これはやはりこういう形が常ということなんじゃないかな。ちょっと教えてほしいんですけど。

#### ○ 小林博次委員長

答えにくい問題やな。

(発言する者あり)

#### ○ 小林博次委員長

ということでしょうか。

○ 川村高司委員

最終的にはこの内容で議長のほうへ報告となったときに、自分としては、例えば、第15条を削除であるとか、そういうような意見を持ったままの状態、総意としてとなると、こういうキャラクターですので、違うものは違うという主張をする場というのは、これはこのままで、最終的にはこの案を認めたという形での提出ですよ。

○ 小林博次委員長

そうです。

○ 川村高司委員

委員会報告、それに対して……。

○ 小林博次委員長

委員会報告ですから、賛成があっても反対があっても報告としてはさせていただきます。その後、議長サイドでこの条例提案をどうするかということが審議されて、とりあえず委員会として議長報告をするというところまで確認をさせていただきます。あとはまた、委員それぞれの判断で対応してください。

そういうことでしょうか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、確認させていただきます。

それでは、その次に、その他として資料⑤が用意してあります。

この前の論議でいきますと規則について提案してほしいと、こういうことをございました。ただ、条例ができる前に規則をつくるというのはできないという考え方もありましたから、どんな考え方で規則をつくるかということについて理事者のほうから説明いただくようお願いをしておきました。

それが資料⑤でございますので、資料⑤を見ていただきながら理事者のほうから説明をさせます。

## ○ 稲垣市民文化部政策推進監

政策推進監の稲垣でございます。

それじゃ、資料⑤に基づきまして、この市民協働促進条例施行規則に盛り込むべき考え方について、素案ということで説明をさせていただきたいと思えます。

まず、1番目の趣旨でございますが、この規則の趣旨といたしまして、条例の第12条第6項、それから、第13条第2項におきまして、「別に規則で定める」と、こういった規定がございますので、この事項につきまして規則に盛り込んでいくということになります。

その二つにつきまして、まず、一つ目、2のほうですけれども、第12条の第6項の関係、市民協働促進委員会の組織、それから、運営についてでございます。

こちらのほうは大きく四つ規定をすることになります。

まず、一つ目が委員会の委員の構成でございます。こちらのほうには学識の経験者、市民活動団体の代表者、それから、公募で選定した市民の方、そういった方々を委員の構成員に含めて委員会を構成するという形で規定を考えております。

それから、二つ目の委員長等の選任でございますけれども、委員長、副委員長の選出の方法、それから、委員長、副委員長の職務について規定が必要であると考えています。

それから、三つ目、委員会の会議ですけれども、委員会の開催、その招集方法、委員会として成立するための人数の要件、それから、議事の可決の方法、そして、必要に応じて参考人の出席を求めて意見が聴取できると、そういった規定が必要ではないかと考えています。

それから、四つ目といたしまして、委員会の庶務を担当する部署、こちらのほうの規定をする予定でございます。

それから、五つ目でございます。市民活動団体の届出要件、届出方法の手続についてということで、こちらは第13条第2項の関係でございます。

こちらは大きく六つございまして、まず、一つ目、市民活動団体の届出要件といたしまして、事務所の所在地、活動する区域、事業が公益目的であるといったこと、団体の構成人数、そして、規約や会則、そういったものや事業計画、予算、決算を示すことができること、ほか幾つかあるかと思えますが、そういったことを届出するための要件ということ

で、規定が必要であると考えております。

それから二つ目でございます。その届出の手續につきまして、必要な届出書類、添付する書類、それから、届出をいただいた際に、要件が整っているか、書類がきちんとそろっているか、そういったことを審査しまして受理、不受理をするという、そういった手續、それから、ご議論もありましたけれども、自治会などを初めとする地縁団体の取り扱い、届出の取り扱いについてが必要であると考えております。

そして、三つ目でございます。届出内容の公開ということで、届出いただいた団体につきまして、名簿をつくりまして、ホームページなどで例えば公開することといったことを規定する必要があると考えております。

四つ目でございます。届出いただいた内容に変更、例えば代表者の方がかわられたと、そういった場合には届出内容の変更をいただきまして、そういった手續について規定が必要かと考えております。

それから、五つ目、届出をしたけれども、その届出を取り下げたいと、そういったことがあるかと思えます。そのための手續を規定いたします。

それから、六つ目、最後でございますけれども、団体の要件を満たさなくなった、例えば人数が減って定めた要件の人数、そちらを満たさなくなったような場合、そういった場合に届出名簿から削除が必要になってくることがあるかと思えます。そういった場合に、市が名簿から団体を削除することもできる旨にして、それから、そのための手續、こういったものを規定する必要があると考えております。

私からの説明は以上でございます。

## ○ 小林博次委員長

資料⑤については、条例制定後、こういうことを柱に具体的な規則をつくってお示すると、こういうことでございますので、これは余計なことやとか、これは要るぞということがあれば出してください。

大体こんなことで事足りるか、内容的にはいいかと思っておりますが、また、条例をつくった後、具体的にしんしゃくできる場面が出てきますから、そっちのほうでご審査いただくとありがたいと、こんなことできょうは集約させていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○ 早川新平委員

ちょっと教えてください。

この資料⑤のところ、2番、市民協働促進委員会の組織及び運営についてここに書いてありますやんか、1番の委員会の委員の構成は、学識経験者、市民団体の代表、公募市民、云々ありますよね。ここで、例えば、この委員会、このNPOさんはペケやということは確約できるの。認定しない、それ、認定するのは行政側がするの、どっちなんですか。

申請があるでしょう、NPOとして届出が来ました。それを、是か非かと決めるのは行政側が決めるんですか。

○ 芳野正英委員

ちょっとこれ参考に、知識として。

○ 小林博次委員長

関連ですか。

○ 芳野正英委員

関連というか、答弁。

NPOの存在を監査するのは県の仕事なんですよ。県のNPOのところ、そのNPOがペケかって、その届出に対しての判断はしますけど、この活動が、例えば報告書も出していないような幽霊NPOやないかというものの監査は、県の仕事でチェックに入るんですよ。

だから、その役割とこの市民協働促進委員会は違うということです。

○ 早川新平委員

別物ね。

○ 芳野正英委員

別物で。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。そこはわかりました。

そうすると、NPOが申請がありました。そうすると、審査をする、認める、補助金を出すというのは、どこが決定するんですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

基本的には届出があって、その補助金を出すかどうかというのは、その補助金の所管する部署がまず審査をするということになります。基本的には今の補助金と一緒にと思いますが、ただ、この市民協働促進委員会の中には、特に、市長の諮問に応じてという項目もございますので、場合によってはそういった諮問をする場合もあるかもわかりませんが、基本的には行政が、市が決めるという形になると思います。

○ 早川新平委員

行政が決めるというけど、それは所管が決めるの、それとも、ここが決める、それを知りたいんです。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これは具体的に、これからこの市民協働促進条例が可決されますと、市民協働促進計画というものをつくります。それで、その財源のあり方については、補助金で行くのかどういいう形になるかということについて、補助金であればそれぞれ所管がございますので、その所管が決めることになる。それ以外に何かほかの方法での支出ということになれば、それを所管するところが決めるということになるということでございます。

○ 早川新平委員

今、補助金と出たんですけど、そうするとNPOの活動に関しては全て補助金1本ということになりますか。

例えば、委託金のときもあるかもわからんし、協力金という名目になるかもわからんのやけれども、その出し方というのは補助金でいくわけですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長



ちょっと言葉足らずで申しわけございません。

例えば補助金ということでございまして、その出し方は当然おっしゃるように委託金の場合もあろうかと思えますし、いろんなことは考えられると思えますので、それはその市民協働促進計画の中で、何をどういう形で位置づけるかということによってその出し方というのは決まってくるのかなというふうに今考えております。

以上。

○ 小林博次委員長

かようで。

○ 早川新平委員

はい。

○ 豊田政典委員

今の話の続きのような話なんですけど、まず、この条例には施行期日を書いてないんですけど、それは提案するときを書くんですよね。僕は、きょうはその補助金なり……。

○ 小林博次委員長

いや、施行期日は来年の4月1日。

○ 豊田政典委員

4月1日。この条例ができたとして、それに基づく補助金制度なり、委託なり、そういう制度にかかわる補助金なら、補助金要綱とか、そういうのが出てくるのかなと思っただんですけど、それはまだつくっていないんですよね。今からつくるとして、いつつくるのかなというのは、見通しを聞いておきたいなと思って。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

第11条のほうに、要するに市民協働促進計画というものを策定すると、この条例を総合かつ計画的に実施するように計画をつくって、それに基づいて実施をしていくということでございますので、その計画の中にこういった形で盛り込んでいくかということについて

ては、今の段階でどういう補助金をどういうふうに入れていくかという形についてはお答えはちょっとできませんが、基本的にはこの計画をつくって、それで支出をさせてもらおうと、そういう形になると思います。

○ 豊田政典委員

時間的にはそういう流れになるというのはわかります。

確認なんですけど、先ほども森委員から発言があったように、例えば補助金であれば補助金要綱をつくって、今、財政経営部がつくっている新しい補助金交付基準、これに全て当てはめてやっていくと。当てはめなければいけない。そんなことでよろしいですね。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

当然、行政は1本でございますので、そちらの補助金が、そういう規約でできれば、それに基づいてその計画のほうもそれに応じた形をつくっていくことになるというふうに思っております。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

この条例ができた後の取り扱い、規則の定め方、これらについて意見が交わされましたが、これをまた事後、別のところで審査する機会がありますから、そっちのほうでまたご審査を十分いただくようお願いをいたします。

○ 川村高司委員

済みません、ちょっと確認なんですけど、市民協働促進委員会の役割としては、市民協働促進計画の検証及び促進に関する重要事項に関することを調査審議する、その補助金対象にするかしないかということもここに包含されている機能、もしくは、やったことに対する監査機能的なものもここに委ねられるという認識でいいですか。

○ 小林博次委員長

そんなふうな認識でいいと思いますが、つくる側の意見を聞きます。

## ○ 前田市民文化部長

市民協働促進委員会の役割としては、ここに書かれておる、まず計画の検証ということと、その重要事項というのをどういうふうに解釈するかということがあります。監査というか、そういうチェックをするような中で、どういう基準でもって例えばチェックをしていくべきかとか、そういうようなことをここでご審議いただくということは想定できると思います。それに基づいて理事者の側でそれを具体的な基準として決めて、例えば、それに従ってやっていくと、そのようなことは想定できると思います。

## ○ 川村高司委員

明確に役割というのがわかりかねる部分はあるままですが、最終的にその委員の構成メンバーの市民活動団体代表者とか公募市民等の中に、審査とかの対象になっているケース、要はステークホルダーというか利害関係者になっているケースというのも十分考えられることであって、おらが事業の計画を推進しろという立場にも立てるというようなことになってくると、これはちょっと構成メンバー上、よろしくないのではないかというのが思われるんですけど。

## ○ 小林博次委員長

意見だけ出しておいてください。

## ○ 豊田政典委員

これは、向こうに聞くんじゃなくて、我々が何度か議論した部分だと思うんですよ。結論は、市民協働促進委員会と補助金を出す出さんの審査は別機関であるということで合意したはずだと思いますけど、だから、川村委員の質問の前半はノーというのは答えでしょう、だったよね。

## ○ 芳野正英委員

だから、この重要事項の中でも、補助金の出し方とか全体的な議論というのは、その市民協働促進計画の検証の中でもやっていくと思うんですけど、多分、川村さんが懸念されておる個別の補助金の是非というのは、逆に言うと、行政の持つておる監査委員のほうがその調査権限があるので、そこはこの市民協働促進委員会の中ではなくて、個別のこうい

う部分のこの団体に出したこの補助金の適正、不適正はやっぱり監査委員が担うべき役割かなと思うんですね、整理としては。

だけど、全体的に、こういう分野とかに今は出しているけれどもどうなんだというのは、その計画の検証という部分では起こり得るのかなというふうに思うので、そういう整理でどうかなと思うんですけどね。

#### ○ 川村高司委員

なので、市民協働促進計画、どうしてもそこの利害関係というのは、独立した視点で見られる人たち、要は第三者的に市民協働を促進する側の考え方で、ただ、その当事者には当たらない他エリアの学識経験者の方であるとか、そういった方々の構成メンバーでやったほうがより公平感というのか、よりいい形の市民協働促進委員会になるのではないかと  
は思うんですけどね。

意見で。

#### ○ 小林博次委員長

特に意見を集約したりはしません。

さまざまな今までの論議の中の意見もあるし、きょうの意見もあるし、こういうものを踏まえて条例ができた暁には、さらに突っ込んだ論議ができるような条件をつくってください。そう要望しておきます。

こういう集約できょうのところはよろしいですか。

(異議なし)

#### ○ 小林博次委員長

これが最終になるかと思いますが。

それでは、きょうのまとめを議長に報告させていただいて、以降、どういう処理をしていただくかは議長サイドにお任せしていきたいと、こう思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

きょうはこんなところで終わります。多分これが終わりになるかと思うので。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

短い間の委員長でございましたが、議論には最初から参加させていただいて、今の日本の状況を見ると、やっぱり地域でお互いが助け合いをしながら生活をしていくということがないと、例えば安心して子どもが産み育てられないだとか、さまざまな社会現象があります。その大きな部分はこういう助け合いの仕組みをつくることで解消を図っていけるのかなと、こんなことを思っていますので、早く条例ができて、そして、それが実施に移されることに期待を込めて、挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○ 伊藤嗣也副委員長

もう本当に特別委員会といいますか、委員会の奥深さを本当に勉強させていただきました。皆さんありがとうございました。どうもご苦労様でございました。

13 : 50 閉議